

秋学会における学部学生・招待講演者等参加費の申し合わせ

2013年8月16日制定

2015年11月1日改定

2019年5月26日改定

学部学生等

1. 本申し合わせの対象(以下、学部生等)は大学学部学生、および、高専学生、高専専攻科生、短大生、高校生徒である。大学院生については会員制度によるものとする。
2. 本申し合わせは秋学会にのみ適用する。JpGU やその他 SGEPS 主催・共催の研究集会については各集会の定めるルールに依る。
3. 学部生等が秋学会講演会に参加するための参加費は、その学生が発表しない場合は徴収しない(名札は提供する)。
4. 学部生等が講演会で発表する場合は、学生会員として登録し所定の参加費等を徴収する。
5. アウトリーチイベント等に関連して中高生・学部生等が大会ポスターセッション等で発表する場合、参加費を徴収しない。
6. 高校生等を引率する教員については、非会員の場合は参加費を徴収しない。会員の場合は会員としての参加費を徴収する。

招待講演者

7. 本申し合わせの対象(以下、招待講演者)は、秋学会の LOC, 運営委員会、各セッションコンビーナが招待し講演を依頼した学会非会員を指す。また、講演者の共著者で随伴参加する人も指す。
8. 非会員の招待講演者が秋学会講演会に参加するための参加費は、主著者、発表者、共著者いずれからも参加費を徴収しない。ただし、会員の場合は会員としての参加費を徴収する。

9. 他学会との共催セッションがある場合、そのセッションで講演する非会員については会員と同じ参加費を徴収する。

受賞者

10. 学会賞の受賞者で、授賞のために総会のみに参加する会員・非会員およびその随伴者からは参加費を徴収しない。

名誉会員

11. 名誉会員からは会員としての参加費を徴収する。

賛助会員

12. 賛助会員からは参加費を徴収しない。

学会会長による招待参加者、その他

13. 会長の招待による参加者については参加費を徴収しない。
14. その他、行政関係者等が参加を希望する場合は、その都度大会 LOC と運営委員会の間で話し合い会長が決定する。

懇親会への参加

15. 学部生、招待講演者等が大会懇親会に参加する際の費用負担については LOC と秋学会運営委員、担当コンビナー等が相談し、LOC が決定する。

適用

16. この申し合わせは 2019 年大会より改定適用する。